

## 54—07 P

### 訂正審判の審決、審決の登録等

#### 1. 訂正審判の審決

訂正審判の審決には、次の4とおりがあがる。

- (1) 訂正を認める
- (2) 訂正を一部認める
- (3) 訂正を認めない
- (4) 審判の請求を却下する（特 § 135）（→54—04 の 3.）

#### 2. 審決の記載

- (1) 審決の記載にあたっての一般的事項（→45—01～20、特に 45—03）
- (2) 結論の表示方法（→45—03 の 1.、45—04 の 5.）

#### 3. 審決の確定（→46—00）

#### 4. 審決の効果

- (1) 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により、特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなされる（特 § 128、旧実 § 41）。
- (2) 侵害事件等の判決確定後に訂正をすべき旨の審決（政令で定めるものに限る）が確定したときには、訂正が確定したことを理由とする確定判決の再審は制限される（特 § 104 の 4 三、特施令 § 13 の 4）。
- (3) 平成 7 年 12 月 31 日以前に出願された特許については、遡及時点は、出願の時点とは限らず、旧特 § 40（旧実 § 9）（要旨変更）の規定により、その特許

出願が、「その補正」について手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、その「手続補正書」を提出した時点にまでさかのぼるにすぎない。

ただし、訂正が、旧特 § 40（旧実 § 9）にいう要旨変更部分を要旨変更とならないように訂正したものであるときには、遡及時点は、現実に出願した日である（→54—05 の 4. (1) の、東高判昭 54. 1. 30（昭 48（行ケ）50 号）参照）。

## 5. 登録等

### (1) 審判請求の予告登録

訂正審判の請求があったときは、特許原簿に予告登録される（特登令 § 3 四、旧実登令 § 2）。

予告登録は、表示部に審判の請求があった年月日、審判の番号及び請求の趣旨を記録することによってされる（特登施規 § 38、旧実登施規 § 3③）。

### (2) 確定審決の登録

訂正審判の確定審決は、特許庁長官の職権で登録され（特登令 § 16 十、旧実登令 § 6 五）、その登録は、表示部に審判の番号、審決が確定した旨及びその年月日、並びに確定審決の概要を記録することによってされる（特登施規 § 37①、旧実登施規 § 3③）。また、審決の部分確定に伴う訂正の請求の確定があった場合（→46—00）は、特許庁が部分確定の発生を把握し、当該部分確定した事実を「審決の一部確定登録」として登録する。

審決の原本は特許原簿の一部とみなされる（特登令 § 9③、旧実登令 § 3③）。

### (3) 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録

訂正審判による明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正は、特許庁長官の職権で登録される（特登令 § 16 二、旧実登令 § 6②）。特許発明の名称に変更のあったときは、変更後の名称を登録する（特登施規 § 31①、旧実登施規 § 3③）。

また、審決の部分確定に伴う訂正請求の確定があったとき（→46—00 の 2. (2)）は、「審決の一部確定登録」として特許原簿に登録がされる。

特許を受けた発明の当該明細書、特許請求の範囲及び図面は、特許原簿の一

部とみなされる（特登令 § 9②、旧実登令 § 3③）。

## 6. その他

### (1) 特許証

特許庁長官は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を認める旨の審決が確定した場合において、その登録があったときは、特許権者に対し、特許証を交付する（特 § 28①、特登令 § 1 二、特施規 § 66、旧実 § 50①、旧実登令 § 1 一、旧実施規 § 4）。

### (2) 審決公報等

訂正審判において明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正がされたときは、審判の確定審決並びに訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容が、特許公報（特許訂正明細書）に掲載される（特 § 193②七、八）。

上記特許公報は、事件が確定した段階で発行され、事件に係る全ての請求が確定した時に発行される審決公報では、全文訂正明細書（訂正明細書が複数存在する場合は複数）を連続する形態で行われる。また、部分的に確定したときには、部分確定審決公報が発行され、部分確定情報が掲載される。

（改訂 H27.10）